

熊本市自治基本条例素案（案）について

I これまでの経緯

平成 15 年 9 月～平成 16 年 7 月	「市民会議」で <u>市民会議素案（提言書）</u> 作成
平成 17 年 3 月	<u>条例(案)</u> の上程
平成 17 年 3 月～平成 19 年 1 月	「地方自治の推進に関する調査特別委員会」を設置し審査
平成 19 年 3 月	審議未了廃案（「市民・議会・行政による新たなシステムをつくり、より良い条例を策定する」旨の提案）
平成 19 年 9 月～平成 21 年 3 月	「熊本市自治基本条例検討委員会」を設置。 <u>報告書</u> 作成
平成 21 年 4 月～平成 21 年 5 月	報告書に対する意見募集、地域説明会・出前講座の実施
平成 20 年 11 月～継続中	「自治基本条例庁内検討会議」を設置。 <u>条例の検討</u> （検討委員会資料への意見）

II 自治基本条例素案（案）作成のコンセプト

- 1 自治基本条例検討委員会から出された報告書を最大限尊重（市民、庁内からの意見も踏まえて作成）
- 2 市民にとってわかりやすい簡潔な条例とした。
 - （1）簡条書きにできるものについては、できるだけ簡条書き。
 - （2）自治を推進するための原則を定めることとし、「他の法令等に規定されているもの」や「具体的な手法（方法）等」は、特に必要な項目のみ盛り込むこととした。
- 3 「具体的な手法（方法）」については、他の個別条例・規則、要綱、構想、計画、施策、制度等に委ねることとし、条例制定後、検証していくこととした。

III 自治基本条例素案（案）の特徴

- 1 プロセス
「市民」「議会」「行政」「学識経験者」による「自治基本条例検討委員会」を設置し、条例に盛り込むべき項目と内容について合意ができたこと。
- 2 特徴的な内容
 - ① 「自治運営の基本原則」、「市政の基本原則」を明確にしたこと。
 - ② 参画と協働を推進するための条例を別途策定することを盛り込んだこと。
 - ③ 「苦情処理機関（公的オンブズマン）」の設置を盛り込んだこと。
 - ④ 「人事体制」、「公益通報制度」、「危機管理」について盛り込んだこと。

IV 今後のスケジュール（案）

- ・平成 21 年 6 月中旬 第 2 回定例会で教育市民委員会報告（条例素案）
- ・平成 21 年 7 月～8 月 パブリックコメント（地域説明会、オープンハウス等同時実施）
- ・平成 21 年 9 月 第 3 回定例会で議会へ上程（条例案）
- ・平成 22 年 4 月 施行

【参考】

報告書に対する意見募集、地域説明会等の実施状況

①報告書に対する意見募集

意見募集期間 平成21年4月14日から平成21年5月21日

意見提出件数及び人数 60件7名

②地域説明会

地域説明会 平成21年5月7日、8日、12日、13日、14日 5回

出席者数 121人

地域説明会でいただいた意見の件数及び人数 26件18名

③出前講座

出前講座 6回

出席者数 150人

④地域公民館事務説明会での説明

地域公民館事務説明会 平成21年4月14日～28日 18回

出席者数 400人

⑤各種団体等へ出向いての説明

各種団体等へ出向いての説明 10回

出席者数 410人